



可美市民サービスセンターの休止について

可美市民サービスセンターは、庁舎建物の老朽化が進む中、雨漏り、漏水、カビ対策など応急対応を行い維持管理に努めてまいりましたが、今後の施設利用環境の適切な維持管理が困難となったことから、当分の間休止いたします。

記

- 1 休止期間 令和7年3月1日 から 令和10年5月31日（予定）
（可美市民サービスセンター施設の建替えが終了するまで）
- 2 建物の状況等
 - ・昭和27年1月竣工、鉄筋コンクリート造2階建、旧可美村役場庁舎、73年が経過、一部増築箇所あり
 - ・令和4年度実施の建物劣化度調査では、広範囲に著しい劣化あり
 - ・現在、南消防署、浜松第41分団との複合施設建設事業を進めている
（令和7年度：実施設計、令和8～10年度：建設工事・供用開始予定）
- 3 休止中の対応
 - ・近隣の協働センター（白脇、県居、佐鳴台、新津（令和8年2月再開予定）など）、中央区役所、行政センターの利用案内
 - ・マイナンバーカードを活用した証明書コンビニ交付サービスの利用案内
《コンビニ交付で取得できる証明書例》
住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、市・県民税所得証明書など

以上

問合せ先

浜松市 中央区南行政センター

電話 425-1342

浜松市 市民生活課戸籍・住基担当

電話 457-2834

